

私の主張



血ネット・民法
改正情報ネット
ワーク共同代表
坂本洋子

さかもと・よつこ 熊本県南関町職員、国会議員政策秘書、女性情報紙編集長などを経て、現在はフリージャーナリスト。家族法やシエンダーに関する執筆や講演を行う。

■ 早期に批准すべき女性差別撤廃条約「選択議定書」

平等社会の実現に向け、世界の女性に大きな希望と勇気を与えた女性差別撤廃条約が、国連総会で採択（1979年12月）されて今年で30年を迎える。さらに、この条約に効果をもたらす「選択議定書」が99年に採択されたが、日本は批准していない。

現在、条約の締約国（186カ国）中、97カ国が議定書を批准。OECD（経済協力開発機構）の加盟国（30カ国）でみると、批准していないのは、日本と条約そのものを批准していない米国だけだ。ただし、オバマ大統領は、条約の批准を大統領選の公約に掲げ、今年3月にはホワイトハ

政治や経済への女性の参画の度合いを示す「シエンダー・エンパワーメント指数」は108カ国中58位。世界経済フォーラムの報告書でも、男女格差指数が130カ国中98位と、日本は先進国中、最も低い位置にいる。

の早期実現を求めている。これに対し、自民党の一部議員は反対している。「司法の独立を侵す恐れがある」「夫婦別姓導入を訴える場となる」などが反対派の理由である。だが議定書の個人通報制度では、申し立ての条件を満たす厳しい基準がある。批准前に発生した事実は受理されない。また、救済されるのは、国内での手段を尽くした後に限定される。日本でいえば最高裁判決でも救済されなかったケースなどだ。言うまでもないが、OECD諸国はすべて司法が独立している。

今年23日にはニューヨークの国連本部で、女性差別撤廃委員会による日本政府報告書の審査が行われ、条約に対する

ウズに「女性・少女会議」を新設し、女性政策にも力を入れた。一方、日本はどうか。99年に男女共同参画社会基本法が施行され、この間、基本計画の策定、男女共同参画室の局への格上げなど前進はあったものの、課題も多い。

今年に入り、自民党の「女性に関する特別委員会（南野知恵子委員長）は、関係府省や女性団体から何度もヒアリングを行い、議論を重ね、批准に向けた提言をまとめた。公明党も批准を了承し、浜四津敏子代表代行らが麻生太郎首相に申し入れた。民主、共産、社民の各野党も以前から批准

また、夫婦別姓は、国連に救済を求めるたぐいのものではない。6月に来日した日本審査担当委員のプラミラ・パッテンさん（モリスヤス出身）も、申し立て基準について「厳格な態度で臨んでいる」と答えている。

「世界の目」日本は意識を

る日本の取り組みが評価される。このままでは選択議定書の批准問題で批判を受けるのは必至だ。政府は、議定書の批准に向け、積極的な姿勢を示してほしい。

廃に消極的だ」とみなされている。実際に前回（03年）の審査では、議定書を早期批准するよう勧告を受けている。

23日の審査には日本から過去最高の80人以上の女性が傍聴を予定するなど、関心が高まっている。日本の首席代表がどんなスピーチをするか、国際社会が注目している。

選択議定書は、付属の条約にあたり、DV（ドメスティックバイオレンス）や性暴力などの人権侵害を受けた場合に個人や団体が直接通報できる個人通報制度と、委員会による調査制度が盛り込まれている。選択議定書を批准する

NDP）の報告書を見ると、

社民の各野党も以前から批准

国際社会が注目している。